

郵便物の取扱いに関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、東京大学教養学部学友会学生理事会（以下「理事会」という。）における、日本郵便株式会社又は民間配送業者により配達される手紙、はがき、書類、荷物その他の送付物（以下「郵便物」という。）の受領、取扱い及び保管に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 サークルポスト 学生会館委員会が所有する、学内で小型の配達物を受け取ることができる設備
- 二 受取人 郵便物の宛名欄に記載された団体又は個人を指し、当該郵便物を正当に受け取るべき者
- 三 加盟サークル サークルの加盟等に関する規則第二条第一項第九号にいう団体
- 四 加盟申請中サークル サークルの加盟等に関する規則第二条第一項第十号にいう団体
- 五 非加盟サークル 前二号に該当しない団体
- 六 親展 宛名に記載された団体又は本人に限って開封されるべきことを示す表示

(移管)

第三条 学生会館委員会から、サークルポストを利用していない団体若しくは個人宛ての

郵便物又は受取人が判明しない郵便物が理事会に移管されたときは、理事会は、当該郵便物を記録の上受領し、適切に保管及び処理を行うものとする。

(個人情報の保護)

第四条 理事会は、郵便物の取扱いに際し、個人情報を保護するよう十分に配慮しなければならない。

2 理事会は、受取人の許可がなければ、郵便物を開封してはならない。

(通知)

第五条 理事会は、受取人が加盟サークル又は加盟申請中サークルであるときは、速やかに当該団体に対して通知しなければならない。

2 理事会は、受取人が非加盟サークル又は個人であるときは、電子メールその他の通信手段を用いて通知するよう努めなければならない。

(引渡し)

第六条 理事会は、郵便物の受取りを申し出た者が当該受取人であることを相当の方法によって証明したときは、その者に引き渡すものとする。

2 前項の場合において、当該郵便物の受取りを複数の者が申し出たときは、理事会は、適正と認められる者を受取人として指定し、その者に引き渡すものとする。

(保管期間)

第七条 郵便物の保管期間は、親展の表示があるものにあつては移管された日の翌日から起算して六箇月、親展の表示がない郵便物にあつては移管された日の翌日から起算して一箇月とする。

(廃棄)

第八条 理事会は、前条に定める保管期間を経過したときは、裁断その他の復元不可能な方法により、当該郵便物を破棄するものとする。

2 前項の場合において、理事会が必要と判断したときは、前条に定める保管期間を延長することができる。

(通報)

第九条 理事会は、郵便物について紛失、破損その他の事故が生じた場合において、受取人が明らかであるときは、速やかに当該受取人に通報しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年十一月十五日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に理事会が保管している郵便物については、施行日に移管されたものとする。

(改正)

3 この規則は、文化部代表評議員会、運動部代表評議員会及びクラス代表評議員会の評議員会各会の議決により、改正し、又は廃止することができる。